三十　第二条第一項第一号の表第九号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号一の表中「二、二一〇、〇〇〇円」とあるのは「二、三一六、〇〇〇円」と、「四四五、〇〇〇円」とあるのは「四六二、〇〇〇円」と、同号二の表中「一、五六一、〇〇〇円」とあるのは「一、六一三、〇〇〇円」と、「一、〇四一、〇〇〇円」とあるのは「一、〇七六、〇〇〇円」と、同号三中「一〇、五一四、〇〇〇円」とあるのは「一一、二五九、〇〇〇円」と、同号四の表中「六、五九四、〇〇〇円」とあるのは「六、九一三、〇〇〇円」と、「五、二七四、〇〇〇円」とあるのは「三、六五四、〇〇〇円」と、「二、七九〇、〇〇〇円」とあるのは「二、九二五、〇〇〇円」と、同号五中「一、五九九、〇〇〇円」とあるのは「一、六七七、〇〇〇円」と読み替えるものとする。）から第二条第一項第一号の表第九号の規定により算定した額を控除した額

三十一　第二条第一項第一号の表第四十五号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号一の表中「二、二一〇、〇〇〇円」とあるのは「二、三一六、〇〇〇円」と、「一、六一三、〇〇〇円」とあるのは「一、六二九、〇〇〇円」と、「四四五、〇〇〇円」とあるのは「四六二、〇〇〇円」と、同号二の表中「一、五六一、〇〇〇円」とあるのは「一、六一三、〇〇〇円」と、「一、〇四一、〇〇〇円」とあるのは「一、〇七六、〇〇〇円」と、同号三中「一〇、五一四、〇〇〇円」とあるのは「一一、二五九、〇〇〇円」と、同号四の表中「六、五九四、〇〇〇円」とあるのは「六、九一三、〇〇〇円」と、「五、五三〇、〇〇〇円」と、「三、四八五、〇〇〇円」と、「二、九二五、〇〇〇円」と、同号六中「一、五九九、〇〇〇円」とあるのは「一、六七七、〇〇〇円」と読み替えるものとする。）から第二条第一項第一号の表第四十五号の規定により算定した額を控除した額

三十二　附則第四条第一項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号中「53,000円」とあるのは「55,000円」と、「41,000円」とあるのは「43,000円」と、「57,000円」とあるのは「59,000円」と、「23,000円」とあるのは「24,000円」と読み替えるものとする。）から附則第四条第一項第一号の規定により算定した額を控除した額

［削る］

三十三　災害のためへき地児童生徒等援助費補助金を受けて実施する都道府県立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程並びに高等学校及び中等教育学校の後期課程の通学対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額（令和七年度における当該災害に係るもの又は令和六年能登半島地震に係るものに限る。）

三十四　道府県の行う職員に対する研修（当該道府県の人材育成に関する基本方針に基づく新たな政策課題に係るものであつて、当該道府県の区域内の市町村又は区域外の市町村の職員をその対象に含むものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三十五　［昭和100年］関連施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三十五　第二条第一項第一号の表第九号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号一の表中「二、一七四、〇〇〇円」とあるのは「二、二一〇、〇〇〇円」と、「三七五、〇〇〇円」とあるのは「四四五、〇〇〇円」と、同号二の表中「一、五六一、〇〇〇円」とあるのは「一、六一三、〇〇〇円」と、「一、〇四一、〇〇〇円」とあるのは「一、〇七六、〇〇〇円」と、同号三中「一〇、二三八、〇〇〇円」とあるのは「一〇、五一四、〇〇〇円」と、同号四の表中「六、五〇〇、〇〇〇円」とあるのは「六、五九四、〇〇〇円」と、「五、二〇〇、〇〇〇円」とあるのは「三、四八五、〇〇〇円」と、「二、七五〇、〇〇〇円」とあるのは「二、七九〇、〇〇〇円」と、同号五中「一、五七五、〇〇〇円」とあるのは「一、五九九、〇〇〇円」と読み替えるものとする。）から第二条第一項第一号の表第九号の規定により算定した額を控除した額

三十六　第二条第一項第一号の表第四十五号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号一の表中「二、一七四、〇〇〇円」とあるのは「二、二一〇、〇〇〇円」と、「一、五二三、〇〇〇円」とあるのは「一、六一三、〇〇〇円」と、「三七五、〇〇〇円」とあるのは「四四五、〇〇〇円」と、同号二の表中「一、五四九、〇〇〇円」とあるのは「一、六一三、〇〇〇円」と、「一、〇三三、〇〇〇円」とあるのは「一、〇七六、〇〇〇円」と、同号三中「一〇、二三八、〇〇〇円」とあるのは「一一、二五九、〇〇〇円」と、同号四の表中「六、五九四、〇〇〇円」とあるのは「六、九一三、〇〇〇円」と、「五、二七四、〇〇〇円」とあるのは「三、四八五、〇〇〇円」と、「二、七五〇、〇〇〇円」とあるのは「二、七九〇、〇〇〇円」と、同号五中「一、五九九、〇〇〇円」とあるのは「一、六七七、〇〇〇円」と読み替えるものとする。）から第二条第一項第一号の表第九号の規定により算定した額を控除した額

三十七　附則第四条第一項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号中「45,000円」とあるのは「46,000円」と、「64,000円」とあるのは「66,000円」と、「31,000円」とあるのは「32,000円」と読み替えるものとする。）から附則第四条第一項第一号の規定により算定した額を控除した額

三十八　国の補助金を受けて施行する沖縄観光人材不足緊急対策事業及び沖縄観光景観形成支援事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三十九　国の補助金を受けて施行する沖縄持続可能な交通環境構築推進事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

四十　災害のためへき地児童生徒等援助費補助金を受けて実施する都道府県立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程並びに高等学校及び中等教育学校の後期課程の通学対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額（令和六年度における当該災害に係るもの又は令和六年能登半島地震に係るものに限る。）

四十一　道府県の行う職員に対する研修（当該道府県の人材育成に関する基本方針に基づく新たな政策課題に係るものであつて、当該道府県の区域内の市町村又は区域外の市町村の職員をその対象に含むものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

［新設］